

札幌市若者支援施設の現状について

令和 6 年 4 月 2 3 日（火）

第 1 回若者支援施設在り方検討部会

目次

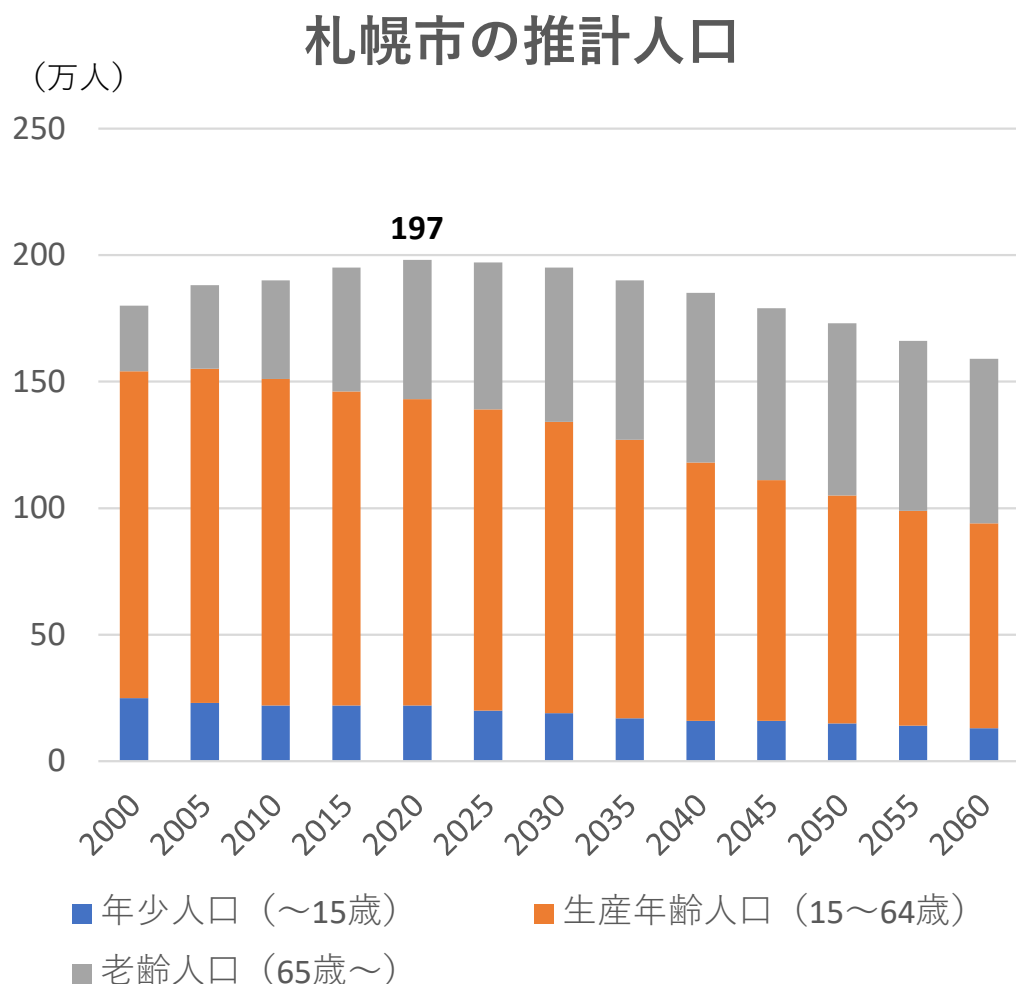
1. 札幌市の公共施設維持更新の考え方
2. 若者支援施設の歩み
3. 若者支援施設の概要
4. 若者支援施設の事業・取組
5. 若者支援施設の課題
6. 他自治体の取組状況



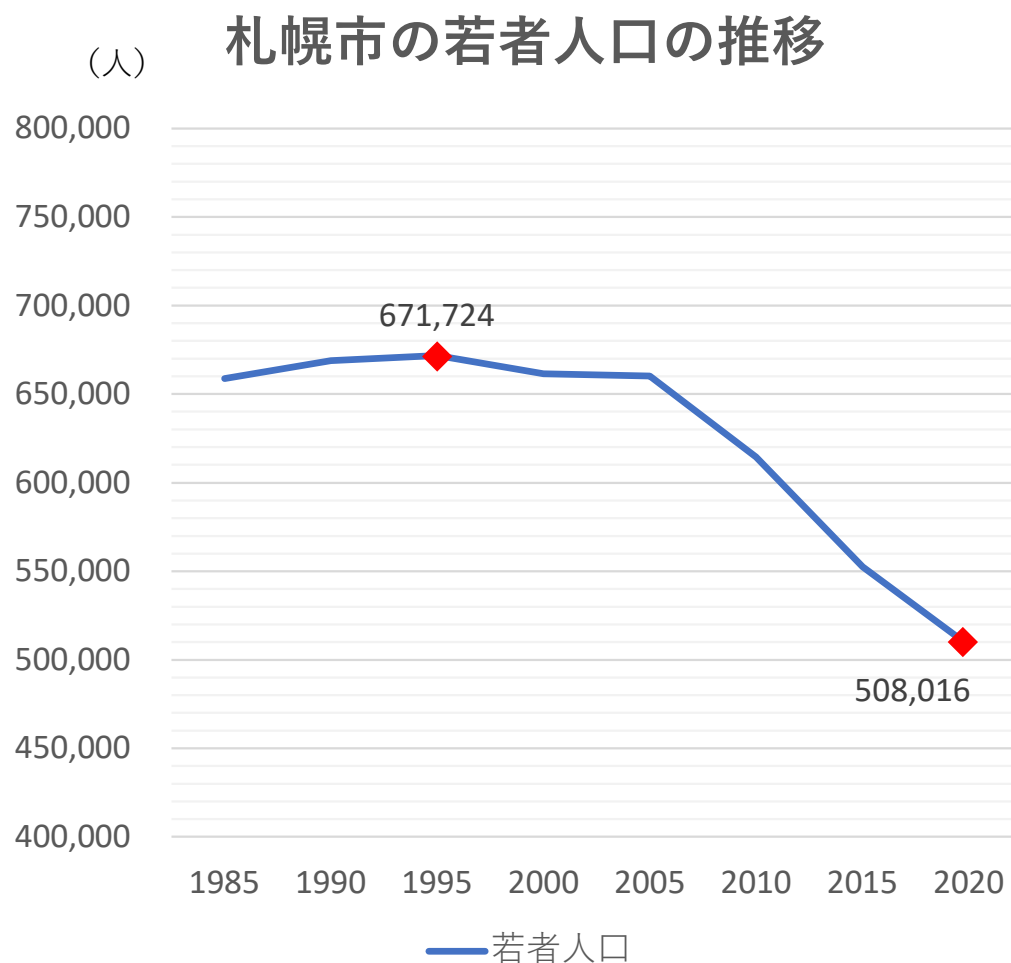
1. 札幌市の公共施設維持更新の考え方

1. 札幌市の公共施設維持更新の考え方 (1)人口動態

- ◆ 札幌市の総人口は、2020年の197万人をピークに減少局面に転じた。
- ◆ 若者人口（15歳～39歳）は、1995年度の671,724人をピークに減少が続いている。

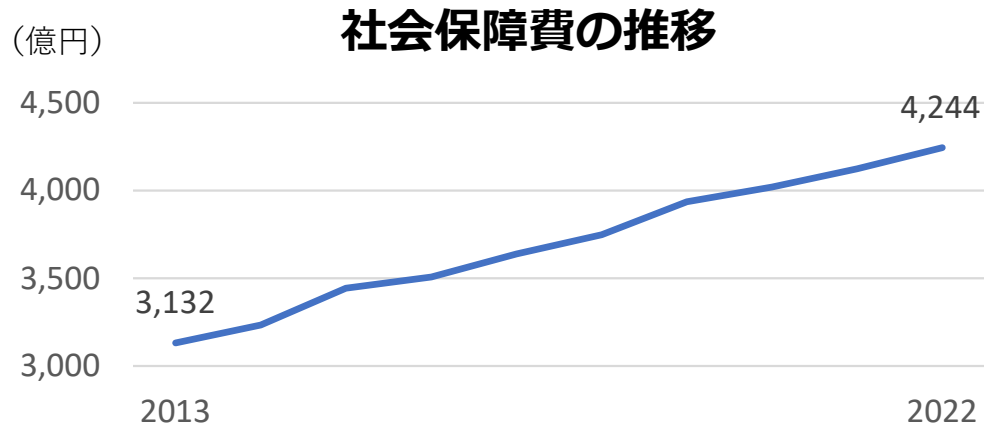


< 出典 > 総務省統計局「国勢調査」 (2025年以降は推計)



< 出典 > 総務省統計局「国勢調査」

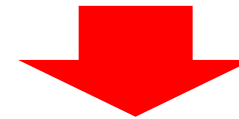
1. 札幌市の公共施設 維持更新の考え方 (2)財政状況等



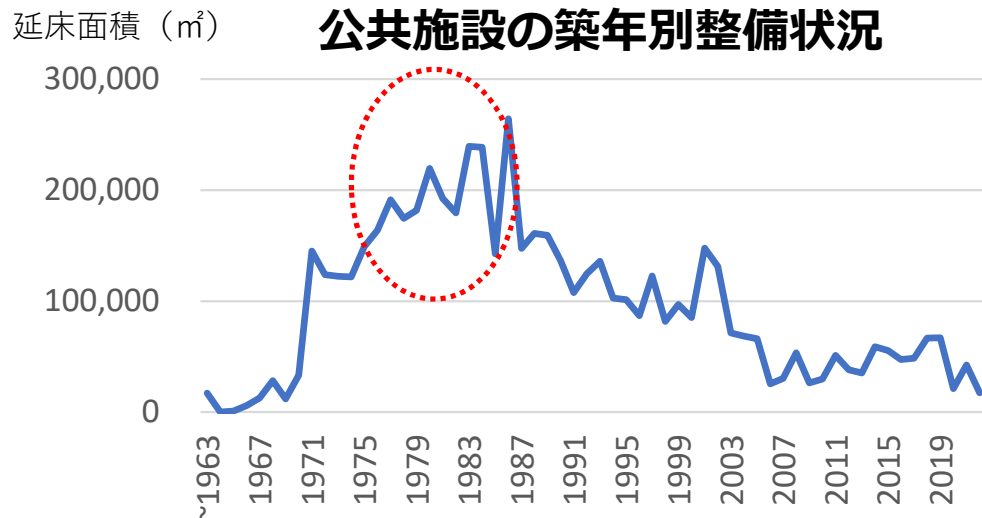
義務的経費の増



公共施設建替需要の増



< 出典 > 札幌市
「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023」



< 出典 > 札幌市
「札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針」

**公共施設は
量的維持から
機能重視へ**

2. 若者支援施設の歩み

2.若者支援施設の歩み (1)年表

年月	出来事
1964(S39).6.11	遠友夜学校跡地（中央区南4条東4丁目）に第一勤労青少年ホームを開設
1969(S44).1.15	中央区北8条西24丁目に第二勤労青少年ホームを開設
1972(S47).1.23	東区北22条東1丁目に第三勤労青少年ホームを開設
1974(S49).1.8	白石区平和通1丁目南にポプラ勤労青少年ホームを開設
1979(S54).1.21	豊平区豊平8条11丁目に豊平勤労青少年ホームを開設 また、第一、第二、第三勤労青少年ホームを、中央、円山、アカシア勤労青少年ホームに名称変更
1982(S57).1.31	西区発寒6条12丁目に発寒勤労青少年ホームを開設
1982(S57).2.21	中央区北2条西7丁目に青少年センターを開設
1988(S63).4	勤労青少年ホームの愛称を”Let’s（レッツ）”に定める
1993(H05).4	勤労青少年ホーム6館の管理運営を財団法人札幌市青少年婦人活動協会（現 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会）に委託
2000(H12).8.25	青少年センターと発寒勤労青少年ホームを統合し、生涯学習総合センター（ちえりあ。西区宮の沢1条1丁目）に青少年センターを移転開設
2007(H19).9	札幌市行政評価委員会から「勤労青少年ホームについては、その役割は終了し、利用者も一部の若者となっている。また、施設が老朽化していることから、施設を廃止すべきである」との評価を受ける
2008(H20).3	「札幌市青年施策のあり方検討委員会」を設置
2009(H21).4	「札幌市若者支援基本構想」を策定
2010(H22).4	青少年センター、勤労青少年ホーム（中央・円山・アカシア・ポプラ・豊平）を廃止し、若者支援総合センター（円山勤労青少年ホームを転用）、若者活動センター（中央・アカシア・ポプラ・豊平・宮の沢）を設置
2011(H23).3	建物老朽化により中央若者活動センターを廃止
2012(H24).10.15	白石区東札幌2条6丁目にポプラ若者活動センターを移転開設。旧施設は取壊し
2013(H25).	中央区南1条東2丁目に若者支援総合センターを移転開設。旧施設は取壊し
2016(H28).1	若者支援総合センター、若者活動センターの愛称を“YOUTH+（ユースプラス）”に定める

2.若者支援施設の歩み (2)勤労青少年ホーム

【目的】 福利厚生が十分提供されない、中小企業等で働く勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進

【事業】 ①職業技能や一般教養の講習会、②演劇鑑賞や音楽会の開催、③室内娯楽やレクリエーションなど余暇活動の提供、④職業・生活相談

第一（中央）勤労青少年ホーム



第二（円山）勤労青少年ホーム



第三（アカシア）勤労青少年ホーム



発寒勤労青少年ホーム



豊平勤労青少年ホーム



ポプラ勤労青少年ホーム

2.若者支援施設の歩み (3)青少年センター

【目的】 札幌市における青少年育成の中核として、青少年の健全な育成及び青少年活動の促進

【事業】 ①職業技能や一般教養の講習会、②演劇鑑賞や音楽会の開催、③室内娯楽やレクリエーションなど余暇活動の提供、④青少年活動の相談、⑤青少年活動指導者の育成



2.若者支援施設の歩み (4)若者支援施設

- ◆ 平成19年 札幌市行政評価委員会 勤労青少年ホーム廃止意見
「勤労青少年ホームはその役割は終了し、利用者も一部の若者となっている。
また、施設が老朽化していることから、施設を廃止すべきである。」
- ◆ 平成20年 札幌市青年施策のあり方検討委員会 設置
- ◆ 平成21年 札幌市若者支援基本構想 策定
勤労青少年の福祉増進の拠点から、ひきこもりなど複雑多様化する若者の課題にも対応し、社会的自立を総合的に支援する拠点への転換
- ◆ 平成22年 青少年センター・勤労青少年ホームを転用し、若者支援施設を設置

	H22	H23	H24	H25～
中) 北 8 条西24丁目	若者支援総合センター			
中) 南 1 条東 2 丁目				若者支援総合センター
東) 北22条東 1 丁目	アカシア若者活動センター			
白) 平和通 1 丁目南	ポプラ若者活動センター			
白) 東札幌 2 条 6 丁目			ポプラ若者活動センター	
豊) 豊平 8 条11丁目	豊平若者活動センター			
西) 宮の沢 1 条 1 丁目	宮の沢若者活動センター			

3. 若者支援施設の概要

3.若者支援施設の概要 設置根拠

<子ども・若者育成支援推進法>

(子ども・若者総合相談センター)

第13条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

<札幌市若者支援施設条例>

(設置)

第1条 本市は、若者の社会的自立を総合的に支援することにより、活力ある地域社会の実現に寄与するため、若者支援施設を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。(名称・位置の表 記載省略)

(事業)

第2条 札幌市若者支援総合センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の自立についての情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
 - (2) 若者の自立を支援する関係機関との連携に関すること。
 - (3) 若者の自立を支援するための講演会、講習会等の開催に関すること。
 - (4) 若者の自立、若者の社会参加及び若者同士の交流についての調査、研究及び企画立案に関すること。
 - (5) 若者の社会参加及び若者同士の交流についての情報の収集及び提供、相談並びに講演会、講習会等の開催に関すること。
 - (6) 総合センターの施設を使用に供すること。
 - (7) その他若者の社会的自立を総合的に支援するために必要な事業
- 2 札幌市アカシア若者活動センター、札幌市ポプラ若者活動センター、札幌市豊平若者活動センター及び札幌市宮の沢若者活動センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
- (1) 前項第3号及び第5号に掲げる事業
 - (2) 活動センターの施設を使用に供すること。
 - (3) その他若者の社会参加及び若者同士の交流を支援するために必要な事業

3.若者支援施設の概要 各施設の配置

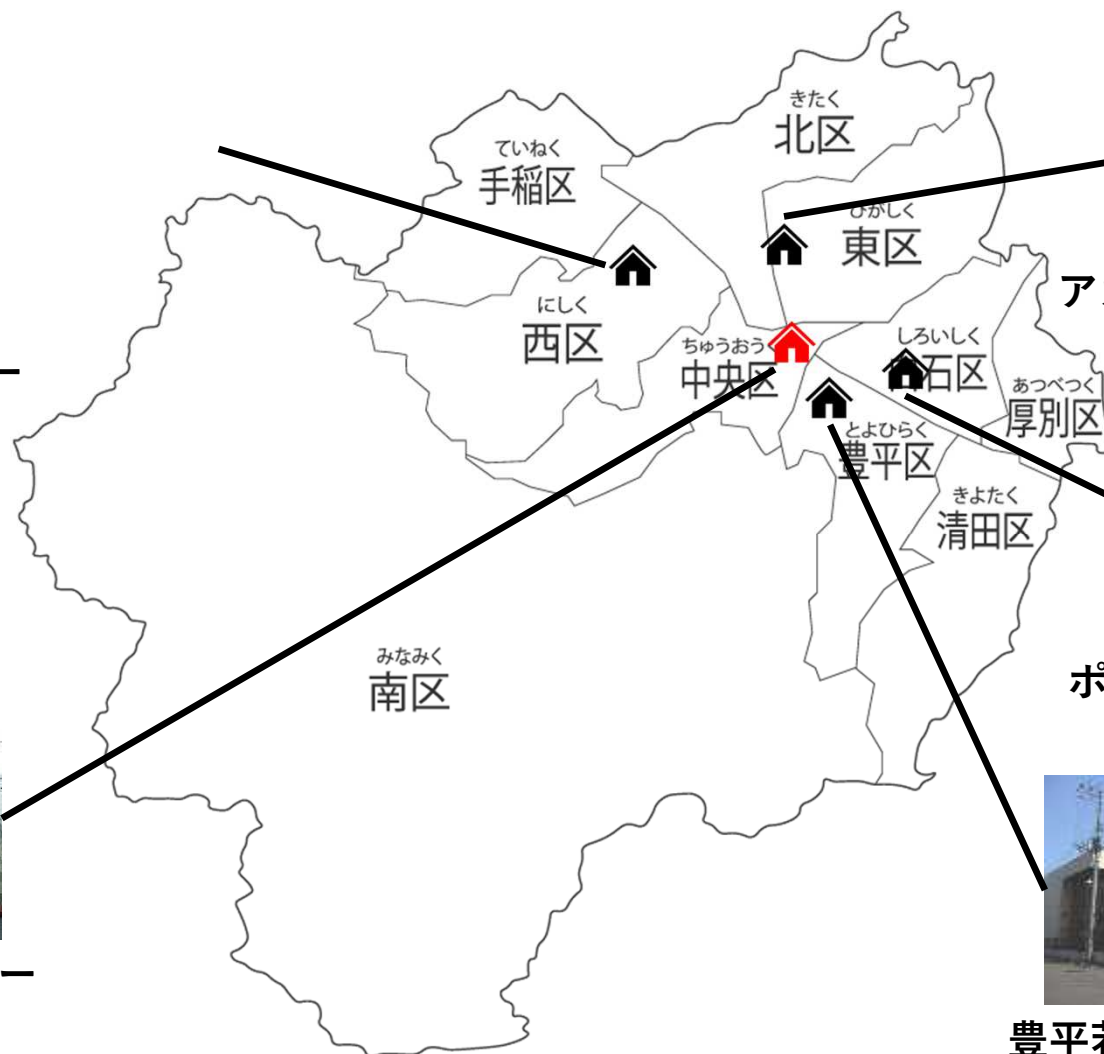
- ◆ 若者支援総合センターを中心に、おおむね東西南北に活動センター 4 館を配置している。



宮の沢若者活動センター



若者支援総合センター



アカシア若者活動センター



ポプラ若者活動センター



豊平若者活動センター

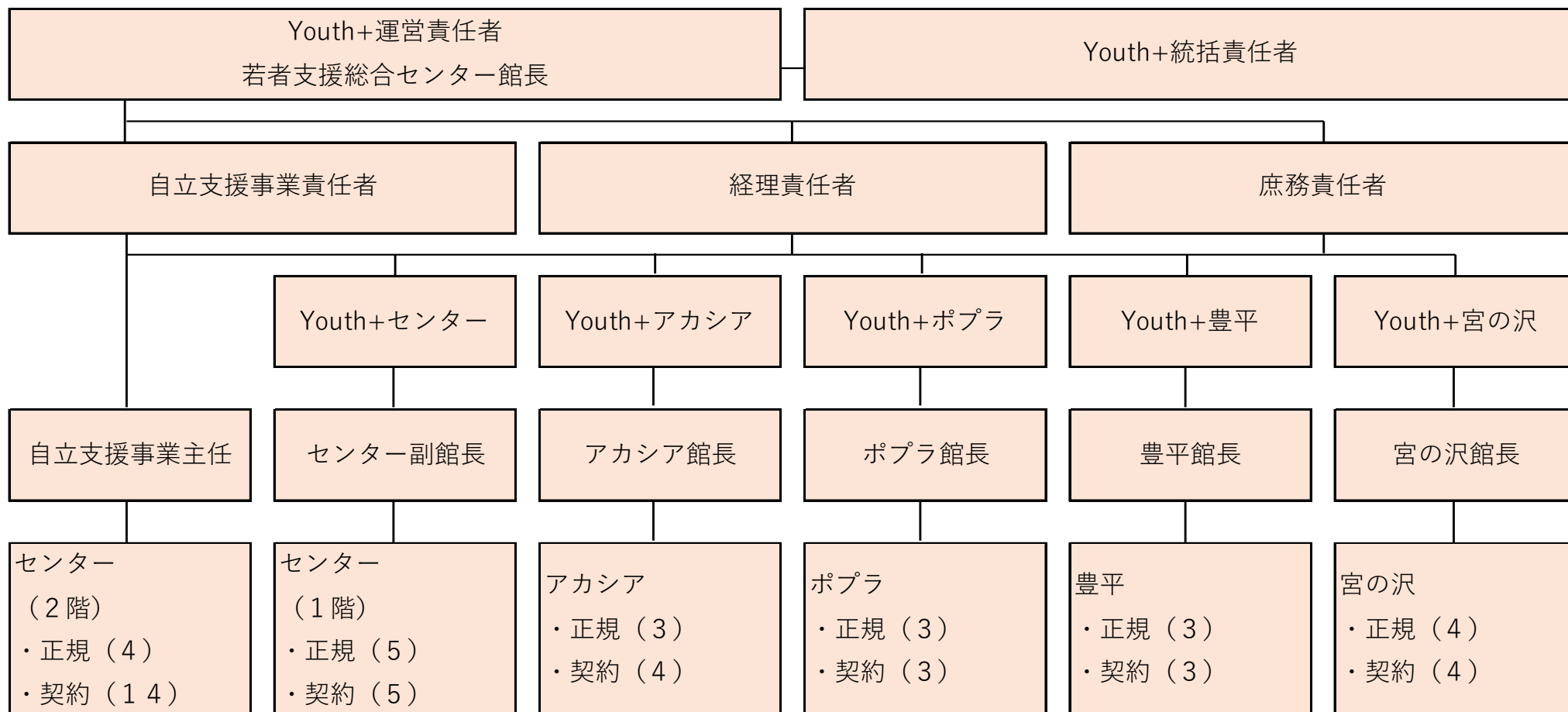
3.若者支援施設の概要 各施設の概要

札幌市若者支援施設 施設一覧

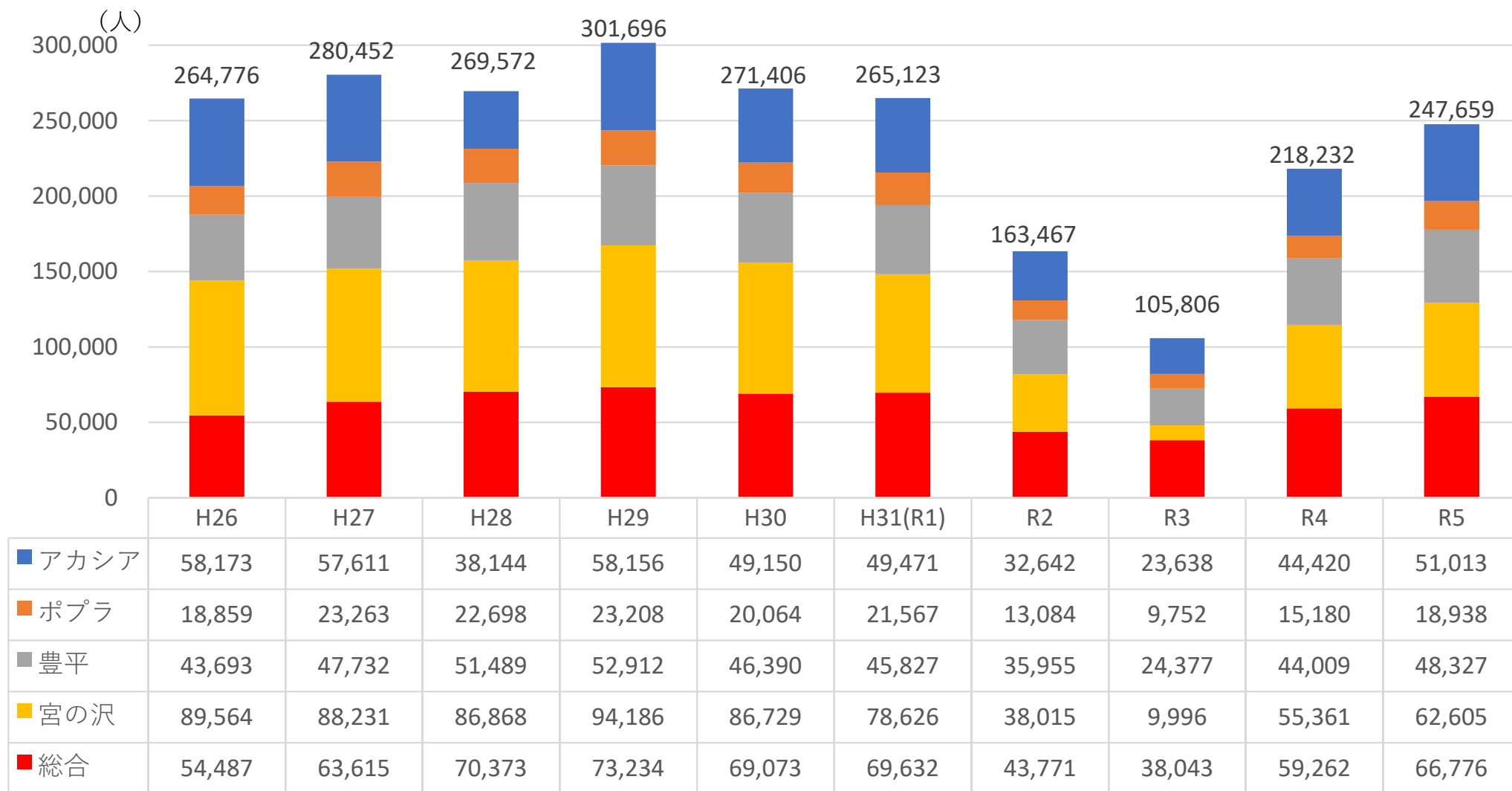
施設名		総 合		ア カ シ ア		ポ プ ラ		豊 平		宮 の 沢	
所在地		中) 南1条東2丁目 大通バスセンタービル2号館		東) 北22条東1丁目		白) 東札幌2条6丁目 ターミナルハイツ白石304		豊) 豊平8条11丁目		西) 宮の沢1条1丁目 生涯学習総合センター	
開設年月日		平成 22 年 4 月 1 日		昭和 47 年 1 月 23 日		昭和 49 年 1 月 8 日		昭和 54 年 1 月 21 日		平成 12 年 8 月 25 日	
建築年月日		昭和 50 年 7 月		昭和 46 年 12 月 28 日		昭和 51 年 3 月		昭和 53 年 12 月 20 日		平成 12 年 4 月	
面積	土地	—		1,322.4㎡		—		1,394㎡		—	
	建物	835.6㎡		901.1㎡		370.6㎡		959.2㎡		2,875.6㎡	
		鉄骨鉄筋コンクリート 地下2階地上9階建 (1階及び2階部分)		鉄筋コンクリート2階建		鉄筋コンクリート 地下2階地上8階建 (3階部分)		鉄筋コンクリート2階建		鉄骨鉄筋コンクリート 地下1階地上6階建	
建物の 内訳	貸室	活動室 (5室)	206.4㎡	活動室 (3室)	157.2㎡	活動室 (2室)	111.9㎡	活動室 (3室)	111.6㎡	活動室 (4室)	243.7㎡
				体育室	288.0㎡			体育室	417.6㎡	体育室	868.7㎡
				音楽室	36.0㎡			音楽室	23.1㎡	音楽室 (2室)	71.4㎡
				和室	24.8㎡						
		計	206.4㎡	計	506.0㎡	計	111.9㎡	計	552.3㎡	計	1183.8㎡
	その他	事務室・備品庫	68.9㎡	事務室・備品庫	48.0㎡	事務室・備品庫	139.2㎡	事務室・備品庫	50.4㎡	事務室・備品庫	390.0㎡
		2F相談フロア	265.6㎡	ロビーその他共有部	347.1㎡	ロビーその他共有部	119.5㎡	ロビーその他共有部	356.5㎡	ロビーその他共有部	1,301.8㎡
		ロビーその他共有部	294.7㎡								
		計	629.2㎡	計	395.1㎡	計	258.7㎡	計	406.9㎡	計	1691.8㎡

3.若者支援施設の概要 運営体制

- ◆ 運営形態：指定管理者制度（指定管理者：公財）さっぽろ青少年女性活動協会）
- ◆ 開館時間：10:00～22:00（宮の沢のみ8:45～22:00）
- ◆ 休館日：原則月1回及び年末年始
- ◆ 職員体制（R6.4.1現在）：66名



3.若者支援施設の概要 利用者数



■ 総合 ■ 宮の沢 ■ 豊平 ■ ポプラ ■ アカシア

< 出典 > 札幌市「札幌市若者支援施設指定管理業務報告書」

※ R3.3.1～R4.1.31の期間、ちえりあの大規模改修に伴い宮の沢は仮庁舎で運営

※ R2.4.14～5.31、R3.5.3～7.11及びR3.8.2～9.30の期間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により全館休館 **16**

4. 若者支援施設の事業・取組

- (1) 概要
- (2) 取組内容

4.若者支援施設の事業・取組 概要

	指定管理事業	委託事業	他機関委託 自主事業
若者支援 総合センター	・ <u>総合相談</u> ・ <u>自立支援プログラム</u> ・ <u>社会体験機会創出事業</u> ・ 中学校卒業者等進路支援事業 ・ <u>貸室事業</u>	・ <u>若者の社会的自立促進事業（まなぷらっと）</u> ・ ヤングケアラー相談サポート事業	・ 地域若者サポートステーション 〔北海道労働局委託事業〕
若者 活動センター	・ <u>交流促進プログラム</u> ・ <u>社会参加促進事業</u> ・ <u>貸室事業</u>	・ <u>若者の社会的自立促進事業（まなぷらっと）</u>	
施設外	・ 学校訪問型ユースワーク事業 ・ <u>リビングカー</u>	・ <u>大通交流拠点ユースワーク事業</u>	・ いとこんち

4.若者支援施設の事業・取組 総合相談

- ◆ 就労、健康、家庭環境など様々な困難を抱える若者の総合相談窓口を設置。
- ◆ 相談は来所のほか、電話やオンラインなどでも実施している。



☎011-223-4421

毎週月～土曜日10:00～18:00

まずは総合相談へ

お問い合わせはメール・LINEでも受け付けています
連絡先は裏面をご覧ください。

3つのサポートを組み合わせ、一人ひとりのペースで自立を目指します

個別面談

担当相談員が個室でお話を伺います。
(予約制 一回45分)

仕事のこと 対人関係のこと
進路のこと ご家族からの相談



プログラム

個別相談をもとに、一人ひとりに合ったプログラムに参加します。

就労セミナー 職場体験
対人トレーニング ヨガ
創作活動 学習サポート
家族の会 フリースペース



相談およびプログラム参加は無料です

ネットワーク

専門機関やボランティアが加わって、
サポートの幅がさらに広がります。

さっぽろ子ども・若者支援地域協議会を
通じて、教育・医療・福祉などの
専門機関と連携しています。

登録制のボランティアスタッフが
市内各地に出向いて、
職場体験や就職活動をサポートします。



4.若者支援施設の事業・取組 自立支援P G M

- ◆ 相談者の状態に合わせて、生活リズムの改善から、対人トレーニング・職場実習まで、社会的自立に向けた各種プログラムを実施している。



4.若者支援施設の事業・取組 社会体験機会

- ◆ 困難を有する若者に、職業体験やボランティア体験など社会体験の機会を提供し、社会的自立につなげている。



4.若者支援施設の事業・取組 貸室事業

- ◆ 体育室、活動室、音楽室等の有料施設の貸室事業を実施。
- ◆ 若者に対しては、利用料金や予約開始時期の優遇措置を講じている。



4.若者支援施設の事業・取組 交流促進

- ◆ 若者の孤立を防ぎ、豊かな社会性を育んでいけるよう、若者同士の交流や年代を越えた交流の輪を広げるための事業を実施している。



4.若者支援施設の事業・取組 社会参加促進

- ◆ 若者の地域活動への主体的な参加を促し、若者と地域とが育ち合う関係づくりを目的とした、社会参加促進事業を実施している。



4.若者支援施設の事業・取組 リビングカー

- ◆ 困難を抱える若者の早期発見に向け、車内空間が広い自動車（ハイエース）を活用して、10代の若者が利用している地域のコミュニティ施設、児童会館、夜間の公園等に出向き、アウトリーチ型の声かけ・相談支援を実施している。



4.若者支援施設の事業・取組 まなぷらっと

- ◆ 将来的な経済格差につながる教育格差解消のため、高校中退者等に対して、学習相談や、高卒認定試験等の受験に向けた学習支援を実施している。



4.若者支援施設の事業・取組 大通YW事業

- ◆ 冬期間を中心に、大通交流拠点地下広場に若者を中心とするグループが集まるようになったことを受け、アウトリーチ型の声かけや施設を紹介する活動を実施。



5. 若者支援施設の課題

- (1) 施設の老朽化
- (2) 支援ニーズの多様化

5.若者支援施設の課題 (1)施設の老朽化

- ◆ 各施設で老朽化が進んでおり、R5年度には豊平若者活動センターの重油タンクの配管に穴が開き、一時暖房及び給湯が使用不可になる事態が発生。
- ◆ そのほか、R2年度にはアカシア若者活動センターで雨漏りが発生し、女子トイレが一時使用不可になっている。



5.若者支援施設の課題 (2) 支援ニーズの多様化

◆ 新たな社会的課題への対応

- ヤングケアラー
- 困難を抱える若年女性
- ケアリーバー（社会的養護から離れた子ども・若者）

◆ アフターコロナ？の対応

- つながりを求めて都心等集まる若者

6. 他自治体の取組状況

6.他都市の状況

◆ 全国の子ども・若者総合相談センター設置自治体（令和4年1月現在）

109自治体

<出典> 内閣府「令和4年版 子供・若者白書」

◆ 政令指定都市の子ども・若者総合相談センター設置状況（令和6年4月現在）

政令指定都市	設置年月日
札幌市	平成22年4月1日
仙台市	令和5年4月1日
千葉市	平成24年8月1日
新潟市	平成23年6月18日
静岡市	平成25年4月1日
名古屋市	平成25年6月25日
京都市	平成22年10月1日
堺市	平成23年1月4日
北九州市	平成22年10月6日
熊本市	平成26年4月1日

※ 内閣府調べをもとに札幌市で追加調査